



2024年10月分（12月支給分）から 児童手当の制度が変わります！

1. 制度改正の内容



① 支給対象年齢の拡大

高校生年代(平成18年4月2日以降生まれ)の児童がいる世帯が支給対象となります。

② 所得制限の撤廃

収入に関係なく高校生年代までの児童を養育する全世帯が、児童手当の支給対象となります。

③ 第3子加算の拡充

第3子以降の支給月額が3万円となります。

④ 算定児童の年齢拡充

算定児童が18歳～22歳(平成14年4月2日生まれ～平成18年4月1日生まれ)となります。

*大学生年代までの児童を第1子としてカウントします。

⑤ 支払月の回数拡充

支払月が12月・2月・4月・6月・8月・10月の年6回になります。

2. 制度改正後の手当月額

	3歳未満	3歳以上18歳年度末まで
第1子・第2子	1人につき月額 15,000円	1人につき月額 10,000円
第3子以降	1人につき月額 30,000円	

- 支給にあたっては、申請が不要な場合と必要な場合があります。
必ず裏面をご確認ください。



3.児童手当制度改正 手続き要否確認 フローチャート

現在、野々市市から児童手当又は特例給付を受給していますか。
*勤務先から児童手当の支給を受けている公務員の方は、勤務先で手続きをしてください。

はい

高校生以上のお子さん(平成14年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた方)を養育していますか。

*ただし、高校生年代のお子さん(社会的に自立している場合は児童手当対象外)の住民登録が市外にある場合、別居監護手続きを行うと児童手当が加算されます。
詳しくは下記までお問合せください。

はい

大学生年代のお子さん(平成14年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた方)がいて、年齢順にその人を1人目と数えたとき、高校生以下のお子さんが3人目以降となりますか。

はい

【手続きが必要です】
●監護相当・生計費の負担についての確認書を提出してください。
*同封の本確認書を提出して下さい。同封されていない場合は下記へお問い合わせ下さい。

いいえ

【原則、手続き不要です】

*高校生年代がいる世帯や第3子以降の児童がいる世帯、特例給付を受給している世帯で増額対象となる場合は、手続き不要で増額となり、額改定通知書を令和6年12月の支給日までに送付します。

いいえ

いいえ

【手続きが必要です】

●認定請求をしてください
*野々市市から郵送でご案内が届いている場合はご案内にある書類で、お手元に認定請求書がない場合は下記へお問い合わせ下さい。

申請期限:令和6年9月30日(月)必着

*申請期限を過ぎた場合でも、令和7年3月31日(必着)までに申請いただければ令和6年10月分から遡って支給します。(制度の改正に伴う特例措置)

(お問い合わせ)

■野々市市役所 健康福祉部 子育て支援課 子育て支援係

☎076-227-6077 (受付時間:平日8:30~17:15)